

議案第14号

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例（令和3年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（この条例の失効等）」を付し、同項中「令和9年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第3項の前に見出しとして「（処分の特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

4 令和9年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した時点において、国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として令和3年度に積み立てた基金に残額があるときは、第6条の規定にかかわらず、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金の設置期間を延長する等のため、所要の改正をしようとするものである。